明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める件（財務・農林水産・経済産業一）　一
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産三五六）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
入札関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人統計センター、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社工事開始、西日本高速道路株式会社無縁墳墓等改葬、税理士登録者・証票無効・登録まつ消、住宅型式性能認定関係　一〇七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一一
会社その他
会社決算公告　一二

告示

**財務省
農林水産省
経済産業省告示第一号**

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を次のとおり定め、平成二十一年九月財務省農林水産省経済産業省告示第十三号及び平成二十一年十一月財務省農林水産省経済産業省告示第十四号の全部を改正するので、告示する。

平成二十二年二月十九日

財務大臣　菅　直人
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案（第三条―第九条）
第三章　災害等に関する事案（第十条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　国際的な金融秩序の混乱に関する事案

二　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する事案

三　内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策が取られる事案であって、次に掲げるもの

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口に関する事案

ロ　建築関連中小企業者対策特別相談窓口に関する事案

ハ　ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ニ　事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ホ　ＳＦＣＧ関連特別相談窓口に関する事案

ヘ　高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口に関する事案

ト　新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十三年三月末日までとする。ただし、次条第八号に掲げる者に対する特定資金の貸付け等の実施期間は平成二十二年三月末日までとする。

第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案

（対象となる者）

第三条　国際的な金融秩序の混乱に関する事案に係る危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　行政庁から業務停止命令等を受けた金融機関を取引金融機関とする中小企業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」と